

埼玉県現場改善・製品化等支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）が実施する現場改善・製品化等支援事業（以下「本事業」という。）に係る専門技術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣・登録等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、アドバイザーを中小企業者等に派遣し、中小企業者等が当面する技術的課題に対してアドバイス又は技術指導を行い、その解決を支援することを目的とする。

(支援対象)

第3条 本事業の支援対象企業等は、次の各号のいずれかに該当する者であって、県内に主たる事業所を有する者（以下「企業等」という。）とする。ただし、みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）は支援の対象としない。

- 一 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者
 - 二 任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）
 - 三 創業を予定する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は支援の対象としない。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員
 - 二 暴力団員が事業主又は役員となっている団体及びその構成員
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体及びその構成員

(支援範囲)

第4条 本事業の支援範囲は、企業等の現場改善、製品開発及び生産・製造技術等の技術的課題に対するアドバイス又は技術指導を原則とし、業務の請負は支援の範囲外とする。

(実施機関及び実施場所)

第5条 本事業の実施機関は、センターとする。

- 2 本事業の実施場所は、原則として企業等有する県内の事業所又はセンターとする。ただし、アドバイザーと企業等が合意した場合は、次の各号によることができる。
- 一 目的の達成に合理的と認められる場所での実施
 - 二 ウェブ会議等の活用によるオンラインでの実施

(指導日数及び指導課題数)

第6条 アドバイザーによる指導日数及び指導課題数は年度単位の適用とし、次の各号をもって

年度の上限とする。

- 一 1 課題あたりの指導日数 8 日
- 二 1 企業等あたりの指導課題数 3 課題

(指導依頼)

第 7 条 アドバイザーによるアドバイス又は技術指導を受けようとする企業等は、様式 1 により指導依頼申込書をセンターの長（以下「センター長」という。）宛て提出するものとする。なお、指導依頼申込書は課題ごとに作成するものとし、年度内における同一課題の申込みは認めない。

(アドバイザーの派遣)

第 8 条 センター長は、企業等から指導依頼があったときは、依頼内容及び技術分野等を考慮し、適任と思われるアドバイザーを派遣するものとする。

- 2 原則として 1 課題につき 1 人のアドバイザーを派遣するものとするが、必要に応じて複数のアドバイザーを派遣することができる。ただし、第 6 条第一号の指導日数の上限は緩和しない。

(アドバイザーの資格要件)

第 9 条 本事業のアドバイザーには、次の各号のいずれかに該当する経験を十分に有する者で、かつ、ボランティア精神を有し、心身ともに健康である者を充てるものとする。

- 一 令和元年度までに埼玉県技術アドバイザーの登録を受けたことがあること。
 - 二 センターの客員研究員として、助言・指導の実績があること。
 - 三 大学、高等専門学校卒業後、技術に関する業務に 10 年（短期大学の場合は 12 年）以上の経験を有する者であること。
 - 四 大学、短期大学又は高等専門学校において、自然科学に属する科目の教授、准教授又は講師であること。
 - 五 自然科学に属する科目の研究により、博士又は修士の学位を授与された者であること。
 - 六 技術士であること。
 - 七 技術指導を行う事業及びこれに関連する事業に 10 年以上の経験を有する者であること。
 - 八 その他本事業の目的を達成するにあたり、必要な能力を有すると認められる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。
- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員
 - 二 暴力団員が事業主又は役員となっている団体の構成員
 - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体の構成員

(募集及び選考)

第 10 条 アドバイザーは随時募集するものとし、応募しようとする者は様式 2 により登録申請書をセンター長宛て提出するものとする。なお、センター長は、必要に応じて資格証明に係る書類の提出を求めることができる。

- 2 アドバイザーの選考は、別に定める選考要領に基づき書類及び面談により行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、選考の手続きを要しない。

- 一 令和元年度までに埼玉県技術アドバイザーの登録を受けたことがある者
- 二 センターの客員研究員として、助言・指導の実績がある者
- 三 その他センターの事業において、講師又はアドバイザー等の実績がある者

(結果通知及び登録)

第11条 センター長は、第10条第2項による選考結果又は登録案内を書面又は電子的手段により本人宛て通知するとともに、アドバイザーの派遣候補者となった者については、アドバイザーリストに登録するものとする。

- 2 登録から概ね3年以上経過した者に対し、第10条第1項により提出された登録申請書の記載事項の現状について確認する場合がある。

(登録期間及び更新)

第12条 アドバイザーの登録期間は、登録日から当該年度の末日までとし、以降は年度ごとに1年間更新されるものとする。ただし、第24条第1項及び第2項の各号に掲げる事項に該当した場合は更新しない。

- 2 センター長は、前項の規定にかかわらず、登録更新の意向について確認する場合がある。

(登録解除)

第13条 アドバイザーの登録解除を希望する者は、様式3により登録解除届をセンター長宛て提出するものとする。

(登録技術分野)

第14条 アドバイザーの登録技術分野は、別表1のとおりとする。

(遵守事項)

第15条 アドバイザーは、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、信義に従って誠実に指導を行わなければならない。

- 一 本事業で知り得た企業秘密は、指導中及び指導終了後においても第三者に開示又は漏洩してはならない。
- 二 企業等に対し、金品、その他接待等を要求してはならない。
- 三 企業等の名誉棄損にあたる行為を行ってはならない。
- 四 企業等に対し、特定の製品やサービスなどの営業活動、又はこれに類似する行為を行ってはならない。
- 五 公序良俗に反する行為を行ってはならない。

(承諾)

第16条 アドバイザーは、センター長から企業等の技術的課題の解決について指導依頼を受け、これを承諾するときは、様式4により承諾書をセンター長宛て提出しなければならない。

(報告)

第17条 アドバイザーは、企業等に対してアドバイス又は技術指導を行った場合は、その実施回ごとに様式5により指導報告書を作成し、当該企業等の確認を受け、速やかにセンター長に報告しなければならない。

2 企業等は、アドバイザーによるアドバイス又は技術指導が全て終了した場合は、様式6により総括報告書を作成し、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(謝金)

第18条 アドバイザーに対する謝金は、1日につき20,000円(交通費、所得税等を含む。)とする。

(指導料)

第19条 企業等は、本事業の実施に係るアドバイザーの指導料として、1日につき10,000円(消費税等を含む。)を負担するものとする。ただし、各年度において初めて又は新規に派遣されるアドバイザーの指導料については、初回に限り当該金額の2分の1の額とする。

(謝金の支払い及び指導料の徴収)

第20条 謝金の支払い及び指導料の徴収は、原則として第17条第1項の指導報告書を受領した月の翌月までに、次の各号のとおり行うものとする。ただし、年度末など特殊な事情がある場合はこの限りではない。

- 一 謝金は、第16条に基づき提出された承諾書に記載の口座に支払うものとする。
- 二 指導料は、企業等に納入通知書を発行し、期日までに徴収するものとする。

(職員の派遣)

第21条 センター長は、必要に応じて企業等にセンターの職員(以下「センター職員」という。)を派遣するものとする。

(職員の協力)

第22条 センター職員は、アドバイザーによる指導に必要な機器利用、試験及び情報の提供等に関し協力するものとする。ただし、機器利用又は試験の依頼を受けるときは、所定の手数料を徴収することができる。

(権利の帰属)

第23条 本事業によって得られた成果の所有権は、原則として企業等に帰属するものとする。

(指導中止命令及び登録抹消)

第24条 センター長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当した場合は、指導の中止を命じるとともに登録を抹消することができる。

- 一 第15条の各号に掲げる事項に違反したと認められるとき。
 - 二 その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
 - 三 健康上その他の理由により、業務に堪えられないと認められるとき。
- 2 センター長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を抹消するものとする。
- 一 様式3による登録解除届が提出された場合
 - 二 本人と連絡が取れないと認められた場合

(個人情報の取扱い)

- 第25条 第10条第1項の登録申請書により取得した個人情報は、センターが保有・管理し、本事業の目的にのみ使用する。また、当該個人情報が不要となった場合は、適切な方法により破棄するものとする。
- 2 前項の規定によるほか、個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日埼玉県条例第50号）の定めによるものとする。

(その他)

- 第26条 この要領に定めるものを除くほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 14 条関係）

登録技術分野	技術分野（細分類）
一 機械	機械加工（切削、プレス等）、産業用ロボット、メカトロニクス、計測制御技術、精密部品設計、自動車関連部品など
二 金属	鋳造・鍛造技術、溶接技術、ダイカスト、防錆・防食、熱処理、複合化技術、構造分析、耐久性評価など
三 化学・環境	樹脂成形技術、接着接合技術、セラミックス、塗料、機能性材料、複合材料、新素材、触媒、分析化学、環境対策など
四 電気・電子	電気設備、省エネ技術、パワーエレクトロニクス、電子回路設計、マイコン応用技術、センサー関連技術、EMC対策など
五 情報通信	情報通信ネットワーク技術、無線通信技術、ソフトウェア開発、ITシステム、AI・IoT、セキュリティ対策など
六 生産管理	生産・品質管理、工程管理、生産・製造技術、工場レイアウト、経営工学、安全衛生、ISO、5S、コスト改善など
七 食品	食品加工技術、発酵食品、機能性食品、殺菌処理技術、衛生管理、品質管理、食品添加物、微生物・酵素利用技術など
八 繊維	繊維等素材応用技術、アパレル設計、型紙作成など
九 その他	上記に該当しない分野

様式 1 （第 7 条関係）

指 導 依 頼 申 込 書

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

専門技術アドバイザーによる指導を希望するので、以下のとおり申込みます。

企 業 名				代表者名 (役職・氏名)	
所 在 地 (県内事業所)	〒			電話番号	
業 種		資 本 金	万円	従 業 員	人
主要製品 サービス等					
担 当 者 (役職・氏名)	TEL E-mail				
希望時期	年 月 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬 頃から				
希望アドバイザー ※希望するアドバイザーがいる場合はご記入ください。					
分野： 氏名：					
指導依頼内容 ※できるだけ詳細にご記入ください。					
確認事項	☐ 上記内容をアドバイザーに提供することに同意します。 ※同意される場合は、 ☒ をお願いします。				

専門技術アドバイザー登録申請書

年 月 日

ふりがな			生年月日		性 別
氏 名					
現 住 所	〒				
E - m a i l					
電 話 番 号 (日中の連絡先)			F A X 番 号		
勤 務 先 (現職がある場合)	名 称			部 門	
	所在地			電話番号	
	勤務先の許可条件 有 () ・ 無				
職 歴					
最 終 学 歴	学校名 (学部・学科まで)			卒業年月	学 位
					学士・修士・博士
加 入 学 会 等					
資 格 (取得年も記入)					
指 導 条 件	頻 度	週に	日以内	曜日・地域の要望	
専 門 分 野 又は 指 導 分 野 (具体的に記入)					
	登録技術分野 ※別表1を参考に、該当する分野を一つ「○」で囲んでください。 ①機械 ②金属 ③化学・環境 ④電気・電子 ⑤情報通信 ⑥生産管理 ⑦食品 ⑧繊維 ⑨その他				

様式2（第10条第1項関係）

技術・指導に関する経験等 (該当項目に○)		(1) 令和元年度までに埼玉県技術アドバイザーの登録を受けたことがある。
		(2) センターの客員研究員として、助言・指導の実績がある。
		(3) 大学、高等専門学校卒業後、技術に関する業務に10年（短期大学の場合は12年）以上の経験を有する。
		(4) 大学、短期大学又は高等専門学校において、自然科学に属する科目の教授、准教授又は講師である。
		(5) 自然科学に属する科目の研究により、博士又は修士の学位を授与された者である。
		(6) 技術士である。
		(7) 技術指導を行う事業及びこれに関連する事業に10年以上の経験を有する。
		(8) その他（ ）
主な指導実績（専門分野における指導等） ※できるだけ詳細にご記入ください。		

別表 1（第 14 条関係）

登録技術分野	技術分野（細分類）
一 機械	機械加工（切削、プレス等）、産業用ロボット、メカトロニクス、計測制御技術、精密部品設計、自動車関連部品など
二 金属	鋳造・鍛造技術、溶接技術、ダイカスト、防錆・防食、熱処理、複合化技術、構造分析、耐久性評価など
三 化学・環境	樹脂成形技術、接着接合技術、セラミックス、塗料、機能性材料、複合材料、新素材、触媒、分析化学、環境対策など
四 電気・電子	電気設備、省エネ技術、パワーエレクトロニクス、電子回路設計、マイコン応用技術、センサー関連技術、EMC対策など
五 情報通信	情報通信ネットワーク技術、無線通信技術、ソフトウェア開発、ITシステム、AI・IoT、セキュリティ対策など
六 生産管理	生産・品質管理、工程管理、生産・製造技術、工場レイアウト、経営工学、安全衛生、ISO、5S、コスト改善など
七 食品	食品加工技術、発酵食品、機能性食品、殺菌処理技術、衛生管理、品質管理、食品添加物、微生物・酵素利用技術など
八 繊維	繊維等素材応用技術、アパレル設計、型紙作成など
九 その他	上記に該当しない分野

専門技術アドバイザー登録解除届

年 月 日

（あて先）

埼玉県産業技術総合センター長

住 所 〒

専門技術アドバイザー
氏 名

専門技術アドバイザーについて、下記のとおり登録の解除を希望するので届出ます。

記

1. 届出事由

2. 登録解除を希望する者の氏名

以上

様式4（第16条関係）

承 諾 書

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

住 所 〒

専門技術アドバイザー
氏 名
※マイナンバーカードと同じ字体で記載してください。

（企業名）〇〇〇〇〇〇〇〇の指導依頼については、これを承諾いたします。
また、埼玉県現場改善・製品化等支援事業実施要領第15条の各号に掲げる事項を厳守します。
謝金につきましては、下記口座へお振込みくださいますようお願いいたします。

記

謝金振込先（**本人名義の口座**を記載してください。法人名義の口座を振込先に指定する場合は、委任状（任意様式）の提出が必要です。）

金融機関名*	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店（所） 支店（所）
預金種別*	普 通	当 座
口座番号		
口座名義 (カタカナで記入)		

* 金融機関名及び預金種別について、該当する項目を「○」で囲んでください。

指 導 報 告 書

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

専門技術アドバイザー
氏 名
E-mail

指導依頼企業に対し、以下のとおり指導を行いましたので報告します。

実 施 日	年 月 日	実 施 回	第 回
企 業 名		代表者名 (役職・氏名)	
所 在 地 (県内事業所)	〒	電話番号	
課 題 名			
(指導内容) ※できるだけ詳細にご記入ください。			
次回予定日： 年 月 日			
(企業確認欄) ※実際に指導を受けた方が確認のうえご記入ください。 上記の指導内容に相違ありません。 担当者（役職・氏名） E-mail			

総括報告書

年 月 日

(あて先)
埼玉県産業技術総合センター長

専門技術アドバイザーによる指導が全て終了したので、以下のとおり報告します。

企 業 名		代表者名 (役職・氏名)	
所 在 地 (県内事業所)	〒	電話番号	
担 当 者 (役職・氏名)	E-mail		
課 題 名	実施回数 (全 回)		
アドバイザー名			
1. 指導内容に対する対応状況又は今後の予定			
2. 指導に関する感想等			
3. 指導に対する評価 (A, B, Cのいずれかを「○」で囲んでください。)			
(1) 課題等の解決への効果			
A : 大変効果があった B : 効果があった C : あまり効果がなかった			
(2) アドバイザーの取組姿勢			
A : とても誠実であった B : 誠実であった C : 不誠実であった			